　船指監第２３７３号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年４月２日

各介護サービス事業所等　管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指導監査課長

平成３０年度介護報酬改定等について（情報提供）

日頃から、本市介護保険事業運営についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

平成３０年度介護報酬改定につきまして告示等がありましたので、情報提供いたします。詳細は下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。

なお、介護給付費算定に係る体制等に関する届出に関する様式につきましては、下記の船橋市ホームページに掲載しておりますので、必要に応じて、届出をお願いします。

各要件・基準等をご確認いただき、**事前に**利用者等への説明及び同意等その他必要な対応をお願いします。

また、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴い、船橋市の基準条例が改正されておりますのでご留意ください。

記

【厚生労働省ホームページ】

**http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/housyu/kaitei30.html**

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 平成30年度介護報酬改定について

【船橋市　介護給付費算定に係る体制等に関する届出のページ】

**http://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi\_kosodate/001/01/p018130.html**

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 居宅サービス事業者の指定・届出 > 介護給付費算定に係る体制等に関する届出（居宅介護支援・居宅サービス・総合事業）

**○平成３０年４月１日算定開始分の届出の締切り　平成３０年４月１３日（金）必着**

　※市から受理通知は行いませんので、事業所控用として、体制等に関する届出書の写しに収受印を押印したものが必要な場合は、返信用封筒（切手貼付）及び体制等に関する届出書の写しを提出してください。

　※今後、解釈通知等の発出等により、追加で書類の提出を求める場合があります。

　※持参される場合は、その場での審査は致しませんので、あらかじめご了承ください。

＜この通知に関する問い合わせ先＞

船橋市　福祉サービス部　指導監査課　指導監査第三係

〒２７３－００１１　船橋市湊町２－８－１１　別館２階

電話　０４７－４３６－２７８２　FAX ０４７－４３６－２１３９